

士会活動等の実施における
新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
第8版

一般社団法人 香川県理学療法士会

目次

1. はじめに	1
2. リスク評価	1
1)飛沫感染のリスク対策	1
2)接触感染のリスク対策	1
3)地域における感染状況のリスク対策	1
3. 感染症対策の実施	2
1)発生源対策	2
2)感染経路対策	2
4. 集団感染対策の実施	3
1)密閉空間に関する対策(換気の実施)	3
2)密集場所に関する対応(身体的距離の確保)	3
3)密接場面に関する対応(マスクの着用)	3
4)参加者に感染が確認された場合の対応	4
5)その他	4

1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日策定、令和2年5月25日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定(以下「対処方針」という。)に示された業種ごとの感染拡大防止ガイドライン作成の要請を受け、土会活動等の実施における新型コロナウイルス感染予防対策として実施すべき基本的事項を土会活動等の実施におけるガイドライン」として策定し、令和2年7月16日から施行された。その後、感染状況の変遷に応じて、本ガイドラインを適時第7版まで改訂を加えて運用された。

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の5類感染症に移行することとなった。新型コロナウイルス感染症の5類感染症への位置付けの変更と合わせて、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針は廃止されることとなり、基本的な感染対策については、個人や事業者の判断に委ねることとなった。

今後は、土会活動の継続を前提とした上で、感染拡大を防止する観点から、時々の感染状況に応じた感染対策を適切に講じていくことが重要となる。研修会場は「3つの密(①密閉空間、②密集場所、③密接場面)」となりやすい場所であり、研修会等の規模や形態を十分に踏まえ、受講者(会員等)への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための対策を検討する必要がある。

今回、本ガイドラインを、第8版として改訂し、研修会や講習会等の会場を設置・運営する場合の基本的な感染予防対策を示し、推奨するものである。

土会活動を実施する者(以下「事業担当者」という)において事業実施にあたっては、感染症拡大等の状況を踏まえて、適切に対応していただきたい。また、本ガイドラインに関しても、感染拡大の動向等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものとする。

2. リスク評価

事業担当者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である 1)飛沫感染、2)接触感染のそれぞれについて、受講者(会員等)や事業運営に係る者(以下「事業運営関係者」という。)の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策について検討する。また、その対策については、受講者(会員等)や講師、事業運営関係者に事前に周知する。

1) 飛沫感染のリスク対策

会場における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内で会話をしている場面がどこにあるか、不織布マスクの着用などを評価する。

2) 接触感染のリスク対策

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位(机、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、キーボード、PCのマウス、タブレット、タッチパネル、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど)には特に注意する。また、参加者のこまめな手洗い、消毒の実施有無を評価する。

3) 地域における感染状況のリスク対策

事業実施地域で感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討する。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化する必要がある可能性がある。

3. 感染症対策の実施

感染症対策として、受講者(会員等)や事業運営関係者に対して 1)発生源対策、2)感染経路対策を講じ、周知する。

1) 発生源対策

【前日までの確認】

不織布マスクの常時装着を依頼する。

参加当日の朝に自宅での検温を依頼する。

下記の場合は来場を見合わせることを依頼する。

- ・持病を除く、すべての体調不良(特に風邪症状)がある場合。
- ・過去5日間以内に新型コロナウイルス感染症と診断された場合。
- ・過去5日間以内に新型コロナウイルス感染症陽性と診断された者との接触がある場合。
尚、感染防止対策を実施した上で、業務上感染者との接触の場合は除く。

【当日確認】

当日の健康状態を確認するために検温が可能な施設備品がある場合、使用を推奨する。発熱がある場合、もしくは咳などの症状がある場合は、参加を中止していただく。

【体調不良者対策】

事業実施中に発熱等の体調不良者が出た場合に備えて下記の対応を行う。

- ・体調不良者を速やかに帰宅させるなど、具体的な対応を定めておく。

上記に加えて、事業運営関係者に対しては下記の対策を講じ、周知する。

- ・受講者(会員等)及び事業運営関係者の所属、氏名、連絡先(電話番号、メールアドレス等)を把握できている事とする。
- ・感染対策上の目的で作成した名簿等は当面の間、担当理事および部長(委員長)が1週間を目安に管理、保存する。
- ・受講者(会員等)及び事業運営関係者の健康管理や発熱、咳等の症状があった場合の具体的な対応を周知する。
- ・事業運営関係者に発熱・咳等の症状があった場合は、速やかに帰宅させ、部屋の換気を行うとともに、代替りのスタッフがその業務を行えるよう準備する。

2) 感染経路対策

飛沫感染と接触感染を防ぐために、咳エチケット、不織布マスク着用、手洗い・手指の消毒を促し、消毒液の設置を行うと共に、不特定多数が接触する可能性があるものに対する下記の対応を行う。

- ・ドアノブ、机、椅子などの定期的消毒の実施。
- ・PCなどの器具等を共用で使用する場合は、使用前後に消毒し、事業運営関係者は手洗いや手指消毒を行う。
- ・受付業務や講演資料など資料配布の際は、受講者(会員等)と可能な範囲で直接接しないように配慮する。
- ・受付やトイレなどの密集が起こる可能性がある場所には、間隔を空けて整列する依頼を行う。

4. 集団感染対策の実施

研修会場は「3つの密」となりやすい場所であることに変わりなく、事業運営関係者は研修会等の規模や形態を十分に踏まえ、受講者(会員等)や事業運営関係者への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための対策を検討する必要がある。

特に「3つの密」1)密閉空間(換気の悪い密閉空間)、2)密集場所(多くの人が密集している場所)、3)密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる場面)では感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、それぞれのリスクに応じた対策について検討する。また、その対策については、受講者(会員等)や講師、事業運営関係者に適切に周知する。

1) 密閉空間に関する対策(換気の実施)

- ・換気は、窓のある部屋においては気候上可能な範囲で常時、困難な場合はこまめに(1 時間に 1 回、5 分間程度 2 方向の窓を同時に開けて行うようにする。窓のない部屋においては常時入りを開けておいたり、部屋に備え付けの換気扇がある場合にはその換気扇を用いたりするなどして十分に換気に努めるようにする。
- ・換気は当該研修会場の配置などにより状況が異なるため、研修会場、事業運営本部、スタッフ控室等使用する部屋ごとに換気方法について、事前に会場管理責任者と十分に確認する。
- ・なお、エアコンは室内の空気を循環しているのみで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないので、エアコン使用時においても換気は必要である。

2) 密集場所に関する対応(ソーシャルディスタンスの確保)

- ・受講者(会員等)数を研修等実施会場の状況に応じて入場制限なども検討することを推奨する。
- ・受付やトイレ等で行列ができた際には、間隔を空けた整列を促す。
- ・密集が発生しないよう、受講者(会員等)に適切な間隔の確保を促す。
- ・また、事業開始や終了、休憩などの入室や退室については、人の流れを考慮した誘導などを周知し、受講者(会員等)が密集しないように配慮する。

3) 密接場面に関する対応(マスクの着用)

研修会場においては、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じうるので、飛沫感染防止のため、受講者(会員等)や事業運営関係者は、常時不織布マスク着用を推奨する。ただし参加者同士のグループワークや身体接触を伴う実技を行う場合は、不織布マスクの装着を必須とする。

- ・気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断される場合はマスクを外し、換気や受講者(会員等)間に十分な距離を保つなどの対応が必要となる。
- ・ロビーや休憩スペースに受講者(会員等)や事業運営関係者が密集したり、大声で会話したりしないように注意する。
- ・研修実施の時間帯により、控室等で昼食をとる場合は、ドアノブ・机・椅子などを使用前後に消毒して換気を行い、食事の前後の手洗いや手指消毒を促す。食事時の飛沫感染を防止するために、座席の間隔を保つ、机を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの周知を行う。
- ・グループワークの場合、向かい合った際の人と人との間隔に注意した配置を検討する。
- ・実技の場合のみ、人と人との距離に制限は設けないが、会話等に注意を促し、実技前後で手指消毒を実施する。
- ・実技相手は最小人数とし、その相手以外の参加者との実技は行わない。
- ・実技相手の組み合わせは、事業運営管理者が事前に指定するか、又は、実技相手を特定できる用紙等(仮称:実技参加者表)を作成し終了時に集約する。

4) 学会、研修会、講習会の開催後 2 日以内に何らかの症状が現れ参加者に感染が確認された場合の対応

- ・学会、研修会、講習会の開催後 2 日以内に何らかの症状が現れ感染が確認された参加者は、事業運営の連絡先に報告するように周知する。
- ・学会や講義形式の研修会や講習会においては、ガイドラインを遵守した感染対策が実施できていれば、他の参加者への個別周知は行わず、士会連絡網や参加者へのメール送信などを使って注意喚起のみを行う。
- ・実技形式の場合、事業運営者が感染者に感染経緯を確認の上、周知の必要性を判断して身体接触を伴う相手に周知を行う。

5) その他の対応

- ・ゴミ処理の際には処理後に手洗いをを行う。
- ・熱中症予防の観点から、こまめな水分補給や室温調整等を行うこと。なお、屋外で人と十分な距

- 離(2m 以上)を確保できる場合は、マスクを外すなどの対応も可とする。
- ・受講者(会員等)や事業運営関係者は、新型コロナワクチンの接種を推奨する。

附則

本ガイドラインは、令和 2 年 7 月 16 日から施行する。

本ガイドラインは、令和 2 年 10 月 15 日から改訂施行する。

本ガイドラインは、令和 3 年 2 月 18 日から改訂施行する。

本ガイドラインは、令和 3 年 3 月 25 日から改訂施行する。

本ガイドラインは、令和 3 年 10 月 10 日から改訂施行する。

本ガイドラインは、令和 3 年 11 月 8 日から改訂施行する。

本ガイドラインは、令和 4 年 10 月 20 日から改訂施行する。

本ガイドラインは、令和 5 年 07 月 20 日から改訂施行する。